



②旅行代金が増額された場合。  
③当社が確定書面を7項(2)に示す日までに交付しない場合。  
④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

#### 17. 当社による旅行契約の解除

次の場合は当社は旅行契約を解除することができます。(一部例示)

- ・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
- ・申込条件の不適合。
- ・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能となったとき。
- ・4項(2)～(5)に該当した場合

#### 18. 当社の責任と免責

当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません)また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の間り得しない事由により損害を受けたとき。

#### 19. 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)。ただし、1個または1対についての補償限度は10万円を支払います。ただし、旅行日程において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行わない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

#### 20. 旅館保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(募集企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に「9.追加代金」を加えた合計額です。

なお、当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払いが 必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1. 5 %	3. 0 %
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1. 0 %	2. 0 %
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります。)	1. 0 %	2. 0 %
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1. 0 %	2. 0 %
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0 %	2. 0 %
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間ににおける直行便の乗継便または経由便への変更	1. 0 %	2. 0 %
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、更新後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1. 0 %	2. 0 %
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0 %	2. 0 %
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2. 5 %	5. 0 %

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいい。

注2 確定書面が交付された場合には、「確定書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間には確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第7号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

注6 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注7 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

#### 21. お客様の責任

お客様の故意または過失により当社が損害を受けたときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の募集企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスにおいて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

#### 22. お客様の警戒

(1)お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、この場合、当社所定のお申込書を記入の上、交替に要する所定の金額の手数料とともに提出いただきます。

(2)前項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じます。以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することになります。なお当社は交替をお断りすることができます。

#### 23. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、現光中・送迎中に土産店にご案内することができます。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。

#### 24. 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、ただちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がななり次第ご通知ください。)

#### 25. 個人情報の取扱いについて

当社および「お問い合わせ・お申し込み」欄記載の当社の旅行業者代理業者または受託旅行業者(以下「販売店」といいます。)は、旅行申込み時に提出された申込書に記載された個人情報について、下記の内容にて利用させていただきます。なお、お申込みの項目は、旅行手配業務をおこなうために必須となる項目ですので、該当内容をすべてご記入いただけますよう、お願いいたします。

当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。

お客様は、国内連絡先の方々の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(1)個人情報管理についての責任者

個人情報管理統括責任者 常務取締役

(2)個人情報の提供

当社は、旅行申込み際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。)に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続上必要な範囲内、お申込みいただいた旅行先での視察研修・会議の予約・手配または便宜のため、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物の便宜のために必要な範囲内で、これら運送・宿泊機関等、保険会社、手配代行者、土産品店等に対し、お客様の個人情報(お名前・性別・年齢・住所・パスポート番号等)を電子的方法等により提供いたします。

お申込みいただく際には、これら個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

このほか、当社では、当社グループ会社または提携会社の旅行商品やサービス、キャバーン、イベント等をご案内するため、お客様の個人情報(お名前・住所・電話番号等)を利用させていただぐことがあります。

当社は、お客様が旅行代金等のお支払いにクレジットでの決済をご希望される場合は、お客様の代金決済処理のため、お客様のクレジットカード情報(カード名・番号・有効期限等)をクレジットカード会社へ提供します。

(3)個人情報の委託について

お客様の個人情報を外部に委託する場合は、当社委託先選定基準を満たし、当社と個人情報保護に関する契約を取り交わした委託先業者に限ります。

(4)開示等の請求および問合せ窓口

お客様の個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者提供の停止についてのお問合せは、旅行申込先店舗または本社個人情報相談窓口までお問合せください。

株式会社農協観光 個人情報相談窓口  
電話03-6436-8201 FAX 03-3298-7221  
E-mail info@ntour.co.jp  
営業時間：平日09:00-12:00/13:00-18:00(年末年始除く)

(5)その他

当社の個人情報の取扱いに関するその他の事項については、当社ホームページの「プライバシーポリシー」(<http://ntour.jp/covenant/privacy.html>)をご確認ください。

#### 26. 通信契約

(1)当社は、当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の伝票への会員の署名なしで旅行代金や取消料等の支払いを受けることを条件に「電話・ファクシミリ・インターネット」などの他の通信手段による旅行のお申込みを受けることがあります(以上を「通信契約」といいます)。なお、受託旅行業者により当該取扱ができない場合や取扱できるカードの種類に制約がある場合があります。

(2)通信契約による旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

①「カード利用料」とは会員および当社が契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日をいいます。

②通信契約のお申込みに際し、会員は募集企画旅行の名称、出発日に加えて、カード名、会員番号、カード有効期限等を当社に通知していただきます。

③通信契約は、当社らが通信契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

④通信契約は、当社らが通信契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

⑤通信契約を締結したお客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、当社らは通信契約を解除し、第15項の取消料と同額の違約料を申し受けます。

#### 27. ご注意

(1)お客様のご都合による便変更、延泊等の旅程変更および未使用分の払い戻しはできません。当社の責に帰すべき事由によらず航空便にお乗り遅れの場合は別途、航空券のご購入が必要となり、航空券引換証の払い戻しもできません。

(2)天候等不可抗力により航空機・バス等運送機関のサービスが中止または遅延となり、行程の変更や日程の変更が生じた場合の宿泊費・交通費・航空券代等はお客様のご負担となります。

③当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

#### 28. 募集企画旅行契約の特約について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ(<http://www.ntour.jp>)からもご覧になれます。

#### 29. 旅行条件の基準

本旅行条件は、2023年03月01日を基準として作成しております。

～～国内旅行保険加入のおすすめ～～
お客様が国内旅行行程中に、急激かつ偶然な外來の事故でがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金回収が困難な場合があります。 これらの移送費、また、死亡・後遺障害等を補償する国内旅行保険にお客様自分で加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、弊社係員にお問い合わせください。

旅行企画・実施 観光庁長官登録旅行業第939号 一般社団法人日本旅行業協会正会員	旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として 消費税等が別途課せられます。
お問い合わせ・お申込みは 観光庁長官登録旅行業第939号 一般社団法人日本旅行業協会正会員	

株式会社農協観光 長野エリアセンター

〒380-0826長野県長野市南長野北石等町1177-3

☎(電話)026-224-6100 ☎(FAX)026-224-6116

✉(メール)ntour.nagano@ntour.co.jp

総合旅行業取扱管理者 寺田 順一

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う店舗での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。

(2021.08.18)